

AA型種類株式に関するQ & A

平成 27 年 4 月 28 日付「第 1 回 AA 型種類株式の発行、AA 型種類株式の新設に係る定款一部変更および第 1 回 AA 型種類株式発行に応じた自己株式取得に関するお知らせ」において公表いたしました AA 型種類株式の発行に関するご参考資料として、本 Q & A を作成いたしましたのでご参照ください。

トヨタ自動車株式会社

平成 27 年 4 月 28 日

この文書は、当社の第 1 回 AA 型種類株式の発行に関して一般に公表するための参考資料であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

AA型種類株式に関するQ & A

Question	Answer
<p>(Q-1)</p> <p>■ AA型種類株式発行の目的は何か</p>	<p>(A-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 次世代技術のための研究開発資金の調達にあたっては、研究開発投資が当社の業績に寄与するまでの期間と、株主の皆様へ当社へ投資していただく期間とをできるだけ合わせることが望ましいと判断し、中長期の保有を前提とした議決権のある譲渡制限付種類株式として、AA型種類株式を発行することといたしました。 ■ 中長期保有によるガバナンス効果を経営に取り入れることで、中長期の視点でトヨタを支えトヨタとともに歩んでいただける株主様に報いる株式をご提案するものです。持続的成長と未来への挑戦に向けて、バランスのとれた経営を推進し、さらなる中長期での企業価値の向上を目指します。 ■ AA型種類株式の発行により、コーポレートガバナンス・コード原案(平成27年3月)において、「会社にとって重要なパートナーとなり得る存在」とされている中長期保有の株主層を開拓することを目指します。
<p>(Q-2)</p> <p>■ AA型種類株式の発行はいつ頃を予定しているのか</p>	<p>(A-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 具体的には未定ですが、株主総会の承認等、必要な条件が整い次第、市場環境等を勘案し、発行したいと考えております。
<p>(Q-3)</p> <p>■ 5,000億円の発行額を決めた根拠は何か</p>	<p>(A-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 5,000億円は発行金額の上限であり、発行決議日以降の投資家の需要状況、市場環境等を勘案しながら総合的に判断する予定です。 ■ AA型種類株式全体の発行規模は、発行済株式総数の5%未満(1億5,000万株)を上限としますが、市場環境等を勘案しつつ当社の資本政策に照らして、複数回の募集を行うことを想定しており、その点も考慮し、今回の発行金額の上限を5,000億円に設定しております。

この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための参考資料であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目録見書、発行登録追補目録見書(作成された場合)およびそれらの訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。当該目録見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

Question	Answer
<p>(Q-4)</p> <p>■ 配当金はあるか、普通株式と比べて多くの配当金をもらえるのか</p>	<p>(A-4)</p> <p>■ 配当を予定しております。第1回AA型種類株式の発行日が属する事業年度につき0.5パーセントとし、当該事業年度以降、5事業年度目まで、毎年0.5パーセントずつ増加する予定です。(0.5%、1.0%、1.5%、2.0%、2.5%)</p> <p>■ 配当金、残余財産の分配についての支払順位は、普通株式に対して優先しますが、配当金が普通株式に比べて多いということではありません。</p>
<p>(Q-5)</p> <p>■ なぜ、AA型種類株式は譲渡制限付、かつ、非上場なのか</p>	<p>(A-5)</p> <p>■ 上場している普通株式では長期保有の促進や長期保有株主を正確に把握することは難しいため、譲渡制限を付した種類株式の発行を検討しております。また、証券取引所の上場規則上、譲渡制限付の株式は上場することができないため、非上場としております。</p>
<p>(Q-6)</p> <p>■ 譲渡制限付とはどういうことか</p>	<p>(A-6)</p> <p>■ AA型種類株式には譲渡制限が付されており、AA型種類株式を自由に売買することはできません。</p> <p>■ 譲渡するには、当社の取締役会の承認が必要となりますが、下記の場合には取締役会の承認を必要としません。</p> <p>第1回AA型種類株式に対して金融商品取引法第27条の2第6項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、第1回AA型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるとき</p> <p>相続により第1回AA型種類株式を取得するとき</p> <p>取締役会が定める一定の基準に従って、代表取締役が当該取得を承認するとき</p>
<p>(Q-7)</p> <p>■ 譲渡制限の解除事由の1つとして、「一定の基準」とあるが、どのような内容を想定しているのか</p>	<p>(A-7)</p> <p>■ 万一、種類株主の方々が自然災害や破産等のやむを得ない理由によってAA型種類株式を換金する必要がある場合には、引受証券会社への譲渡を可能とするなど、種類株主に配慮することを検討する予定です。</p>

この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための参考資料であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびこれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

Question	Answer
<p>(Q-8)</p> <p>■ いつから換金できるか</p>	<p>(A-8)</p> <p>■ 原則として AA 型種類株式を売却、譲渡することはできません。発行から概ね 5 年程度を経過する日以降、毎年の特定の時期に、AA 型種類株式を普通株式に転換することができます。普通株式への転換請求が可能となる期間中、当社に対して発行価格での取得請求を行うことができます。</p>
<p>(Q-9)</p> <p>■ AA 型種類株式には議決権が付与されているのか</p>	<p>(A-9)</p> <p>■ はい、普通株主の皆様と同様に議決権を行使することができます。また、株主総会にご出席いただけます。</p>
<p>(Q-10)</p> <p>■ AA 種類株主は従来の株主総会には参加できないのか</p>	<p>(A-10)</p> <p>■ 普通株主の皆様と AA 型種類株主の皆様との合同で株主総会を実施する予定ですので、AA 型種類株主の皆様も普通株主の皆様と同様に、株主総会に参加していただけます。</p>
<p>(Q-11)</p> <p>■ 普通株式と AA 型種類株式のどちらが有利な設計になっているのか</p>	<p>(A-11)</p> <p>■ 商品性の有利・不利とは、各投資家が何を基準に投資判断するかで異なりますので、一概に、第 1 回 AA 型種類株式が有利な商品性とは言えません。例えば、流動性を重視する投資家にとっては譲渡制限付きということで今回の種類株式は投資対象外となることがあります。</p>
<p>(Q-12)</p> <p>■ 対象とする投資家層は誰か、海外でも募集するべきではないか</p>	<p>(A-12)</p> <p>■ 中長期の株主層を創設することを目的として譲渡制限を付していますが、機関投資家は株式の流動性を重視するため、投資家の中心は国内の個人投資家になる可能性が高いと考えております。</p> <p>■ 国内一般募集ですが、当社としては海外投資家の国内法人等の参加は可能と認識しており、詳細は発行決議後に引受証券会社にお問い合わせください。</p> <p>■ AA 型種類株式を発行する目的は、自動車のメインユーザーである個人の方々の中長期の株主となって頂き、当社の中長期の取組みに関するご意見を事業戦略に反映させていくことが更なる企業価値向上に繋がると考えたことにあります。</p>

この文書は、当社の第 1 回 AA 型種類株式の発行に関して一般に公表するための参考資料であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目録見書、発行登録追補目録見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目録見書が用いられます。当該目録見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

Question	Answer
(ご参考)	
(Q-13) ■ 種類株式とは何か	(A-13) ■ 権利内容の異なる2種類以上の株式を発行した場合における各種類の株式のことを種類株式といいます。 ■ 株主は、保有する株式数に応じて同じ権利内容を持つのが原則ですが、会社法では例外として、一定の範囲と条件のもとで、権利内容が異なる複数の種類の株式を発行することを認めております。 ■ AA型種類株式は、普通株式と異なる商品性となっており、特に、譲渡制限付きで非上場という点が大きな特徴です。
(Q-14) ■ 種類株主総会とは何か	(A-14) ■ 種類株式の発行会社が、種類株主に損害を及ぼすおそれがある特定の行為をする場合には、当該種類株主の承認を得ることが求められます。種類株主を構成員とする株主総会のことを種類株主総会といいます。
(Q-15) ■ 発行登録とは何か	(A-15) ■ 発行会社が、有価証券の募集・売出しを機動的に実施できるようにするために予め届出をしておく手続きのことを発行登録といいます。

この文書は、当社の第1回AA型種類株式の発行に関して一般に公表するための参考資料であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する発行登録目論見書、発行登録追補目論見書（作成された場合）およびそれらの訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で、投資に関する判断をされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。上述の証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集または販売を行うことは許されません。仮に、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。当該目論見書は、当社より入手することができます。これには当社およびその経営陣に関する詳細な情報ならびにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。